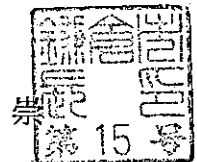


鎌倉市告示第 217 号

鎌倉市市民活動センターの指定管理者を指定したので、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成 17 年 7 月規則第 11 号）の規定に基づき告示します。

令和 7 年（2025 年）1 月 24 日

鎌倉市長 松 尾



1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鎌倉市民活動センター	鎌倉市御成町 18 番 10 号
大船市民活動センター	鎌倉市台一丁目 2 番 25 号

2 指定管理者

神奈川県鎌倉市小町 2-12-35

特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター運営会議

理事長 小島 政行

3 指定の期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日まで